

名勝旧益習館庭園書院耐震補強及び保存修理実施設計業務
公募型プロポーザル実施要領

1 事業趣旨

名勝旧益習館庭園は、洲本市及び淡路島の江戸時代の歴史や城下町を知る上で中核をなすもので、平成 31 年 2 月 26 日に淡路島の庭園で初めて国の名勝に指定された。平成 25 年に寄贈を受けてから継続した事業を実施しており、平成 28～29 年度に旧益習館庭園調査事業、令和 2・3 年度には「名勝旧益習館庭園保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）」を策定、令和 4・5 年度には保存活用計画に基づく「名勝旧益習館庭園整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）」を策定した。

そこで本業務は、昨年実施した耐震診断及び基本設計に基づき、書院建築を修理するための耐震補強及び保存修理のための実施設計業務を実施するものである。

2 業務概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名 | 名勝旧益習館庭園書院耐震補強及び保存修理実施設計業務 |
| (2) 業 務 内 容 | 別紙「名勝旧益習館庭園書院耐震補強及び保存修理実施設計業務」
特記仕様書」のとおり |
| (3) 履 行 期 間 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日まで |
| (4) 提案上限金額 | 10,285 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| (5) 業 務 場 所 | 洲本市山手三丁目 地内 |

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 洲本市入札参加資格者名簿に登録された者又は、契約までに登録手続を完了した者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しない者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間に本市から指名停止及び資格制限等の処分を受けていない者であること。
- (4) 洲本市暴力団排除条例（平成 25 年洲本市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 平成 27 年度以降に、元請として名勝庭園（注 1）に係る保存活用計画若しくは整備

基本計画のいずれかの策定又はそれらの計画に基づく基本設計・実施設計業務を履行した実績を有する者であること。

- (8) 担当者は、一級建築士及び一級造園施工管理技士の資格を有し、業務を遂行するために必要な経験年数と履行実績を有する者であること。

(注 1) 名勝庭園とは、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 109 条に基づき文部科学大臣が指定する「史跡名勝天然記念物」若しくは「特別史跡名勝天然記念物」、又は法第 182 条第 2 項の規定に基づき地方公共団体が条例の定めるところにより重要なものと指定した文化財のいずれかのうち、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）に基づいて庭園に分類される名勝に指定された庭園に限る。

4 事業者選考方法等

公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとする。

5 プロポーザル実施日程

公募開始（公告）	令和 7 年 5 月 15 日（木）
実施要領等の配布	令和 7 年 5 月 15 日（木）
質問書の提出期限	令和 7 年 5 月 23 日（金）
質問に対する回答期限	令和 7 年 5 月 30 日（金）
企画提案書の提出期限	令和 7 年 6 月 13 日（金）
審査委員会の実施	令和 7 年 6 月 中旬（予定）
選考結果の通知	令和 7 年 6 月 下旬（予定）

6 説明会

説明会は開催しない。

7 所管課

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目 4 番 10 号
洲本市教育委員会事務局生涯学習課文化振興係
電 話：0799-24-7632（直通）
E-mail：gakushuu@city.sumoto.lg.jp
U R L <https://www.city.sumoto.lg.jp>

8 参加手続

- (1) 実施要領等の配布

各種関係書類（実施要領、様式集など）は、洲本市ホームページに掲載する。

(2) 企画提案書等の提出

① 提出書類

ア	企画提案書	様式第 1 号
イ	企業概要書	様式第 2 号
ウ	業務実施体制	様式第 3 号
エ	業務実績	様式第 4 号
オ	提案内容	様式第 5－1 号、様式第 5－2 号
カ	見積書及び見積内訳書	任意様式
キ	暴力団排除に関する誓約書	様式第 6 号

ア 企画提案書（様式第 1 号）

必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

イ 企業概要書（様式第 2 号）

最新の内容を記入すること。会社概要などのパンフレットを作成している場合は、添付すること。

ウ 業務実施体制（様式第 3 号）

正本には業務にあたる主任技術者に必要な資格を証する書類（「一級建築士」「一級造園施工管理技士」の合格証明書等の写し及び実務経験年数がわかる経歴書等）を添付すること。

エ 業務実績（様式第 4 号）

平成 27 年度以降の同種・類似した業務実績を最大 2 件まで記載し、業務実績のうち代表的な 1 件の成果品（計画書、設計書等）を添付すること。

オ 提案内容（様式第 5－1 号、様式第 5－2 号）

次の 2 つのテーマを主眼として提案内容を記入し、A 4 版片面刷り 10 ページ以内で作成すること。

テーマ① 名勝旧益習館庭園の整備事業を進めていく上で、書院の改修が現在の庭園に与える影響及び改修後の書院の活用方法等について、提案してください。

テーマ② 実施設計にあたり、書院の耐震診断結果から、耐震補強する際に検討すべき点をふまえた業務の進め方を提案してください。

カ 見積書及び見積内容内訳（任意様式）

積算内訳が分かるように作成し、代表者職氏名を記載、押印したものを提出すること。金額は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載すること。

キ 暴力団排除に関する誓約書（様式第 6 号）

② 提出部数

6 部（正本 1 部、副本 5 部）

③ 提出期間、提出場所、提出方法

ア 提出期限

令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時必着

イ 提出場所及び提出方法

所管課に持参又は郵送によること。なお、持参の場合は、洲本市の休日を定める条例（平成 18 年洲本市条例第 2 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除き、郵送の場合は、簡易書留などの配達記録が残る方法で送付し、期限までに必着すること。

④ 提出された企画提案書等の取扱い

ア 著作権は提案者に帰属するものとする。ただし、洲本市情報公開条例（平成 18 年洲本市条例第 17 号）に基づく情報公開の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は企画提案書等全部又は一部を無償で利用できるものとし、これらに同意の上、本プロポーザルに参加するものとする。

イ 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的には使用しない。

ウ 提出された企画提案書は返却しない。

エ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(3) 質疑・回答

① 質疑がある場合は、質問書（様式第 7 号）に必要事項を記載の上、令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時までに、電子メールにより所管課宛に送信すること。なお、メールの件名は、「名勝旧益習館庭園書院耐震補強及び保存修理実施設計業務に係る質問」とし、必ず、電話で受信を確認すること。電子メール以外での質問は受け付けない。

※ 企画提案書の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

② 質疑に対する回答は、令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時までに洲本市ホームページに掲載する。

9 審査の手続及び契約候補者の選定

企画提案書等の審査は、次のように行う。企画提案書等の評価は、選定委員会が行う。

(1) 審査の実施

① 書面審査

提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び評価基準に従い審査を実施する。

② 評価基準

評価項目	評価事項	配点
業務実施体制	・業務の効率的な体制 ・本市要望等に対する対応 ・主任技術者の資格 ・担当者の適切な配置	15
業務実績	・同種・類似業務等の実績 ・実績の内容・成果	20
提案内容の的確性	・名勝旧益習館庭園の特性と課題の理解 ・業務の進め方が的確かつ現実的か ・基本設計及び耐震診断結果に基づく提案	30
提案内容の実現性	・業務遂行の基本的な方針 ・提案内容と見積額の整合	35
合計点		100

(2) 契約候補者の選定

- ① 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- ② 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- ③ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。契約候補者が契約締結前に指名停止又は排除措置を受けた場合も同様とする。
- ④ 提案者が、1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

10 審査結果の通知・公表

審査結果は、企画提案書等を提出したすべての者に書面にて通知するものとし、契約候補者については洲本市ホームページにおいて公表する。

11 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 10の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（任意様式）により説明を求めることができる。

- (2) 書面は郵送又は持参して提出する。
- (3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。
 - ① 受付場所 **7 所管課**に同じ
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）
- (4) (1)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し書面で行う。

12 その他

- (1) 契約保証金の納付義務
有り。ただし、洲本市契約規則（平成18年洲本市規則第53号）第25条ただし書の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 無効となる提案等
 - ① 次に該当する提案は無効とする。
 - ア 参加資格を有しない者の提案
 - イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - ウ 企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - エ 見積金額が2(4)における提案上限金額を超える提案
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
 - ② 参加資格があることを確認された者であっても、契約締結までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。
- (3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルの提案者が本市から受領した書類は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (5) 1者につき提案は1つとし、複数の提案はできない。
- (6) 契約内容の履行にあたり、企画提案書等に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りでない。
- (7) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面（任意様式）により届けるものとする。
- (8) 企画提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。追加書類の取扱い等については、8(2)と同様とする。